

総財公第52号
総財務第55号
平成31年4月17日

各都道府県公営企業管理者
各都道府県総務部長
(財政担当課・市区町村担当課扱い)
各指定都市公営企業管理者
各指定都市財政局長
(財政担当課扱い)
各企業団企業長

殿

総務省自治財政局公営企業課長
総務省自治財政局財務調査課長
(公印省略)

地方公共団体における消費税率（国・地方）の引上げに伴う対応等について

消費税率については、2019年（平成31年）10月1日に現行の8%から10%に2%引き上げることとされており、これを踏まえた国の予算は平成31年3月27日に成立したところです。

地方公共団体は地方消費税の課税主体等であると同時に、事業者としての立場から消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の納税等を行わなければならない場合もあることから、下記のとおり、公共料金等の改定、歳出予算への計上及び軽減税率制度の導入について適切に対処するとともに、2020年（平成32年）4月から義務付けられる電子申告への対応を円滑に進めるため、必要な措置を講じるようお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）、一部事務組合等に対しても周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 消費税率引上げに伴う公共料金等の取扱い及び税負担の円滑かつ適正な転嫁について

2019年（平成31年）10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う公共料金等の取扱いについては、平成30年12月27日の物価担当官会議において、「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について」（平成25年8月1日物価担当官会議申合せ）が別添1の

とおり一部改正され、「公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する」旨申合せが行われている。各地方公共団体においても、消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、2019年（平成31年）10月1日に予定されている消費税率の引上げに向け、適切に対処されたい。

消費税等は、消費者が最終的な負担者となることを予定している税であり、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）第3条各号において、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税等の転嫁拒否等の行為を行うことが禁止されている。地方公共団体であっても、事業を行っている場合、特定事業者に該当することから、各地方公共団体においても、所要の措置を講じることにより、円滑かつ適正に転嫁されたい。

2. 地方公共団体における軽減税率制度への対応について

2019年（平成31年）10月1日に予定されている消費税率の引上げに当たっては、軽減税率制度が導入される。軽減税率制度は地方公共団体における取引においても対象となるものであり、以下の事項を踏まえ、適切に対応されたい。

（1）軽減対象資産

2019年（平成31年）10月1日から施行される所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条の規定により、

- ① 酒類及び外食を除く飲食料品
- ② 定期購読契約が締結された週に2回以上発行される新聞

に対して、軽減税率が適用される（以下、軽減税率が適用される資産を「軽減対象資産」という。）。

（2）区分経理等

- ・ 基準期間（ある課税期間において、消費税の納税義務が免除されるかどうか等を判断する基準となる期間であり、原則として前々事業年度を指すもの。以下同じ。）の課税売上高が1,000万円以下となる場合を除き、消費税法第60条第1項の規定に基づき、地方公共団体の特別会計であっても消費税等の申告・納税義務がある。
- ・ 申告・納税義務を有する特別会計においては、軽減税率制度の導入に当たって、特に次の事項に留意の上、適切に対応いただく必要がある。

- ① 税率ごとに区分して取引を帳簿に記載すること（以下「区分経理」という。）
- ② 消費税法の規定に従わず、適用される税率を区分せずに税額計算を行った場合、例えば、仕入控除税額が過大となることにより適正な納税が行われずおそれが生じることから、区分された税率ごとに売上に係る消費税額及び仕入控除税額を計算し、適正な納付税額による申告を行うこと
- ③ 区分経理した帳簿及び区分記載請求書（2023年（平成35年）10月以降は適格請

求書)を保存すること

なお、消費税法第60条第6項及び第7項の規定により申告・納税を行わない一般会計及び基準期間の課税売上高が1,000万円以下等の理由により申告・納税を行わない特別会計であっても、取引を行う事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあることから、軽減対象資産の譲渡を行うものについては、所要の措置を講じる必要がある。

(3) 説明会の開催等

軽減税率制度の円滑な実施に当たっては、「消費税の軽減税率制度の広報・周知等について(依頼)」(平成30年2月19日付け総財公第25号、総財務第24号総務省自治財政局公営企業課長、総務省自治財政局財務調査課長通知)において、説明会の開催等について依頼したところである。

また、「消費税軽減税率制度等の広報・周知等について(依頼)」(平成31年3月1日付け総税都第21号各都道府県税務担当部長・各都道府県市町村担当部長宛総務省自治税務局都道府県税課長通知)(別添2参照)により、地方公共団体が事業者としての立場から必要な対応等について、関係職員の理解を深めるため、軽減税率制度等に係る研修会の開催を依頼しているところである。管内市区町村を含め、公営企業担当部局、財務担当部局等、関係する部局の職員におかれては、税務担当部局の開催する研修会に参加されたい。

(4) 自己点検の実施とフォローアップ

軽減税率制度の導入に当たっては、地方公共団体の会計ごとに、(1)から(3)までの留意事項並びに財務省及び国税庁のウェブサイトを参考に、別紙1のチェックリストを活用して対応状況を確認することで、遺漏なきよう対応されたい。

各都道府県市区町村担当課においては、貴都道府県内市区町村(指定都市を除く。)及び一部事務組合等(都道府県及び指定都市が構成団体であるものを含む。)の4月末時点での自己点検結果を回収し、進捗状況を確認するとともに、未着手の項目がある会計に対しては、軽減税率制度の導入までに適切に対応が終わるよう、フォローアップを行うこと。また、4月末時点での自己点検結果を別紙2に取りまとめるうえ、以下の提出先に報告されたい。

都道府県及び指定都市の財政担当課においては、団体内各会計の4月末時点での自己点検結果を別紙2に取りまとめるうえ、以下の提出先に報告されたい。

[提出先]

・公営企業に関すること

総務省自治財政局公営企業課経営管理係 (koueityouasa@soumu.go.jp)

・上記以外に関すること

総務省自治財政局財務調査課企画係 (kenzenkahou@soumu.go.jp)

[期 限]

2019年（平成31年）5月17日（金）

<参考>

○消費税の軽減税率制度等に関する資料（財務省ウェブサイト）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm#a01

○消費税の軽減税率制度について（国税庁ウェブサイト）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//index.htm>

3. 電子申告義務化について

2020年（平成32年）4月1日から施行される所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）による改正後の消費税法第46条の2等の規定により、地方公共団体が行う消費税等の申告については、2020年（平成32年）4月以降は電子情報処理組織を使用した申告（以下「電子申告」という。）が義務付けられる。

これについては別添3「地方公共団体における電子申告義務化への対応について」（平成30年12月6日付け総務省自治財政局公営企業課、総務省自治財政局財務調査課事務連絡）により周知しているので、電子申告を行う環境整備の期間を考慮し、適切に対応されたい。